

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	54	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	10-2	許認可等の内容	登録証の内容変更	
○電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和四十五年五月二十三日法律第九十六号) (変更の届出) 第十条 登録電気工事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。 (登録の申請) 第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者 (以下「登録申請者」という。) は、次の事項を記載した登録申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類 三 法人にあつては、その役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) の氏名 四 第十九条第一項に規定する主任電気工事士の氏名 (同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名) 並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号 (主任電気工事士の設置) 第十九条 登録電気工事業者は、その一般用電気工作物に係る電気工事 (以下「一般用電気工事」という。) の業務を行う営業所 (以下この条において「特定営業所」という。) ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であつて第六条第一項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。 ○電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則 (昭和四十五年十月三十日通商産業省令第百三号) (登録の申請) 第二条 法第四条第一項の規定により法第三条第一項または第三項の登録の申請をしようとする者は、様式第一または様式第二による申請書を、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは経済産業大臣 (電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令 (昭和四						

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	54	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	10-2	許認可等の内容	登録証の内容変更	
<p>十五年政令第三百二十七号。以下「令」という。) 第二条第一項に規定する者にあつては、その者の営業所の所在地を管轄する産業保安監督部長。(以下同じ。) に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 登録申請者が法第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面二 主任電気工事士が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面三 主任電気工事士が登録申請者の従業員であることを証する書面四 主任電気工事士及び法第十九条第二項の場合においては同項の規定に該当する者（以下「主任電気工事士等」という。）が、第一種電気工事士である場合はその者が第一種電気工事士免状の交付を受けていることを証する書面、第二種電気工事士である場合はその者が第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する者であることを証する書面五 登録申請者が法人である場合にあつては、その法人の登記事項証明書						